

## 令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第12回）議事録

■日時 令和4年3月24日（木）午前10時00分～午後0時17分

■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、荒井委員、奥委員、玄委員、小林委員、高橋委員、堤委員  
平林委員、水本委員、森川委員、横田委員

■議事内容

### 1 環境影響評価書案に係る質疑及び審議

ア （仮称）渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業【2回目】

⇒ 前回到引き続き、選定した項目について、質疑及び審議を行った。

イ （仮称）小山三丁目第1地区第一種市街地再開発事業【1回目】

⇒ 大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの全12項目について、質疑及び審議を行った。

ウ （仮称）小山三丁目第2地区第一種市街地再開発事業【1回目】

⇒ 大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの全12項目について、質疑及び審議を行った。

エ （仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業【2回目】

⇒ 前回到引き続き、選定した項目について、質疑及び審議を行った。

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」

第一部会（第12回）

速 記 録

令和4年3月24日（木）

Webによるオンライン会議

(午前 10 時 00 分開会)

○宮田アセスメント担当課長 委員の皆様、おはようございます。本日は、御出席いただき、ありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 12 名のうち 11 名<sup>1</sup>の御出席を頂いており、定足数を満たしております。

これより令和 3 年度第 12 回第一部会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申出がございます。齋藤部会長、よろしくをお願いいたします。

○齋藤部会長 それでは、齋藤が進行を務めさせていただきます。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。なお、本会議の傍聴は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○齋藤部会長 ただいまから第一部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、4 件の環境影響評価書案に係る質疑及び審議、その他となります。本日は審議案件が多いため、12 時を超過する可能性がございます。委員の皆様には、十分な審議を行いつつ、円滑な会議の進行に御協力をお願いしたいと考えてございます。

また、審議に際しまして、部会長の判断で、委員の皆様の質問や御意見に関しまして、委員会終了後に収集しまして、次回の審議に繰り越す場合があることを御了承いただきたいと考えております。

○齋藤部会長 それでは、次第 1 の 1 番目、「(仮称) 渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

まず、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は Web 上での出席となります。事業者の方を入室させてください。

(事業者入室)

○齋藤部会長 事業者の方、本日もよろしくをお願いいたします。

本日の進め方ですが、最初に事務局から前回の審議内容を説明していただきます。説明の後、事業者に対する質疑を行います。

---

<sup>1</sup> この後、委員 1 名が途中出席し、全員出席となった。

本事業の審議につきましては、3回審議予定の2回目となります。今回で審議結果のまとめをしていただくこととなります。委員の皆様には、確認したい点や疑問点などについて質疑を行い、十分に議論していただきたいと考えております。

質疑が終了しましたら、事業者は退席します。その後、次回の総括審議に向けて、各委員より総括審議事項の候補となる事項を挙げていただきますようお願いいたします。

それでは、事務局から前回の審議内容を説明してください。よろしく願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、資料1を御覧ください。

前回は事業者から評価書案の概要を御説明していただき、部会後に委員から質問をお送りいただきました。資料1には委員の質問と事業者の回答を記載しております。委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに「大気汚染」「騒音・振動」の順序で取りまとめており、合計4件ございました。この後、事業者から回答を行います。環境影響評価項目ごとに質疑について御説明いたします。

「大気汚染」に関連して、本事業の計画地のB街区に隣接してC街区があるが、本事業との関係について質疑がございました。

「騒音・振動」についてですが、2点ございまして、道路交通騒音について、現況において環境基準値に近い数値になっている場所があることから、騒音抑制の措置について、もう1点が、関連車両の予測台数が多く、かつ、現況において交通騒音が環境基準を超過している場所があることから、関係車両に伴う道路交通騒音の評価について質疑がございました。

事務局からの説明は以上となります。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

それでは、前回の質疑応答、時間がうまく取れなかったことから事業者の方には大変失礼いたしましたけれども、部会後に委員の皆様からお送りいただきました質問に対しまして事業者の方からの回答をお願いしたいと考えております。事業者の方、御説明をよろしく願いいたします。

○事業者 まず、「大気汚染」で2つ頂いております。

1つ目が、都民からの意見はなかったということですが、どういう形だということですが、評価書案に対する都民からの意見は提出されなかったということを受けております。ただ、評価書案の説明会におきましては、A、B街区をつなぐデッキの形状ですとか、風環境、植栽関係、あと工事の実施時期等の質問がありました。

2つ目。A、B街区の横のC街区の御質問がありました。確かにB街区の東側にC街区が計

画されております。ただ、こちらは渋谷二丁目西地区の全体の街区として計画されているところでございます。今回のA、B街区につきましては法定再開発事業で、C街区につきましては任意の建替事業という形になってございます。全体としまして一体的なまちづくりを行うべく、デザイン等を連携しながらまちづくりを進めていくということにしております。ただ、両事業は別事業者であり、事業区域も違っているところがございますので、今回、C街区につきましてはアセス対象には含んでいないということでございます。C街区はまた後で少し御説明させていただきます。

続きまして、「騒音・振動」の件につきまして御説明いたします。

1つ目は、No.1、No.2地点で環境基準ぎりぎりというところがございますので、工事車両をどのくらい制限できるかという御質問だったと思います。こちらにつきましては、現在、施工業者が決まっていない段階の施工計画でございますので、今後、施工業者が決定次第、予測・評価の結果、保全措置を御説明いたしまして、できる限り工事車両の低減、環境影響低減を図るよう申し伝えるようにいたします。

もう一つ、関連車両の騒音・振動ですけれども、供用後の騒音・振動というところがございますが、御指摘のとおり評価書案にその旨が記載されております。ただ、本事業は条例の特定地域に該当いたしますので、工事完了後の騒音・振動につきましては予測対象外としております。ただ、供用後の関連車両の低減を図るというところがございますけれども、こちらは、本事業の施設従事者には極力公共交通機関を使用するよう要請するとともに、来訪者に対しましては、施設のホームページ等に、できる限り公共交通機関を利用して来訪していただく、そういう旨を記載して、関連車両の低減に努めてまいりたいと思います。

もう一つ、ちょっとお時間を頂きまして、C街区を簡単に御説明させていただきます。

○事業者 御質問いただきましたC街区について簡単に御説明させていただきます。

今、画面投影している資料は内閣府のホームページに掲載されている資料でございます、こちらの資料を委員の方に見ていただいて御質問を頂いたと理解しております。

私ども、今回はA、B街区の事業者ということで御説明させていただいておりますけれども、御指摘いただいたとおり、A、B街区の隣にはC街区というものがございます。右上の配置図を見ていただきますと、東側にC街区というものがございましてというところで位置関係を見ていただけるかなと思います。

少し細かいのですが、左側に計画概要の記載がございますけれども、C街区という欄がございまして、C街区については、延床面積で6万3,000m<sup>2</sup>、高さとしては175mというところ

で、アセスの対象外という位置づけになっています。先ほど説明があったとおり、A、B街区とC街区は事業が別でございまして、事業者も違いますし、工事の期間ですとか、そういったものも異なります。お互いがそれぞれ建替えを検討していたという中で、ばらばらに建替えをしていくというわけではなくて、まちづくりとしては連携を取りながら、一体的に考えていきたいと思いますということで、こちらの資料はA、B、Cということでそれぞれ記載しているのですが、これが別事業になってくるというところを御承知おきいただきたいと思っています。

右下にイメージパースがございまして、こちらはまだあくまでイメージでございまして、C街区については、このパースでいう左側、少し茶色い色になっておりますけれども、こちらがC街区でございまして、少し詳しい内容を次の3ページで御説明させていただきます。

こちらがA、B、Cのそれぞれ断面図になります。C街区については住宅棟を計画しているというところございまして、全体が住宅になってきて、低層部に一部生活支援機能が入ってまいります。渋谷駅に近いこういった場所でまとまった住宅が造られるというところは非常に希少性が高いかなと考えているのですが、単純な住宅を造るということではなくて、青色で色がついている「国家戦略住宅」という機能を入れていくというふうに伺っています。

「国家戦略住宅」というのは何かということですが、渋谷には、今、Googleさんが本社を新しく構えられてといったことなどもございまして、外国人の、収入の高い方々が働いているといったようなところが非常に増えてきています。そういった収入の多い外国人の方々は、天井の高さが非常に高いですとか、お部屋が広いといった、グレードの高い住宅をお求めになられるというところもありますので、そういった方々は、これまでは港区に住まわれることが多かったかなというところがあるのですが、渋谷にこういった外国人の方にも対応していけるようなハイクラスの住宅を整備していくというふうに伺っておりますというところです。

8ページの右下のところを見ていただければと思います。これもあくまでイメージでございまして、海外の家電製品を持ち込んで使うことができますとか、そういった工夫もする予定と伺っているというところございまして。

あと、左下のところに生活支援機能のイメージということを書かせていただいておりますけれども、外国人対応が可能な幼児施設ですとかフィットネス施設、こういったものも入れていく予定と聞いています。

簡単ではございますが、C街区について概要の御説明ということにさせていただきます。

思います。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ただいま頂きました事業者の回答、それから事業内容、評価書案に関しまして、これから事業者との質疑をしたいと思います。委員の方から御意見や御質問を伺いたいと思いますけれども、発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。挙手もしくは御発言を直接いただければと思います。

森川委員、お願いいたします。

○森川委員 いろいろ御説明をありがとうございました。きれいな絵だったので、いろいろ見ていたら、C街区も造られるということで御質問させていただいて、説明もしていただき、ありがとうございます。

最初にちょっと失礼な質問をしてしまって、住民の方から何も意見はなかったのですかということも聞いたのですけれども、そのときはC街区も一緒に説明というところもあったのでしょうか。つまり、住民の方から見て、アセス対象ですよとか、アセス対象ではないですよというところはあまり見るところではないのかなと思っています。一体的な計画の中で、こちらは結構環境に配慮していますよということと、違う事業だからというような説明はあまりよろしくないのかなという気もしてまして、そこで、住民の方から特に否定的なとか心配だという声は今回説明の中ではなかったということで、一体的な事業に対しても大丈夫なのかなというところをお聞きしたいなと思いました。

○齋藤部会長 事業者の方、よろしくをお願いいたします。C街区も含めて情報を提供されていたのかということかと思います。

○事業者 アセスの説明会におきましては、対象事業であるA、B街区を中心に説明させていただいております。ただ、別途、地域の住民の方には任意の説明会という形で、C街区を含めた説明を事前にさせていただいております。その中でも同じような形で、風環境ですよとか、その辺の御心配の御質問は受けております。

○森川委員 ありがとうございます。その質問を受けられて、回答して、納得というか、理解していただいたということでよろしいですね。

○事業者 そのように事業者としては理解しております。

○森川委員 それは何よりだと思います。この件は、私からはよろしいです。ありがとうございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様方、いかがでしょうか。

玄委員、お願いいたします。

○玄委員 事前に質問を送ることができなくて、すみませんでした。今日は、私のほうから「日影」と「風環境」について確認できればと思います。

まず「日影」から質問したいと思うのですけれども、評価書案の161ページを見ていただきたいと思います。今、計画地の周辺にはたくさんの福祉施設や教育施設、そこには保育園も含めてありますね。そういうところで、近くにありますが、日影環境から見ると、冬至日において長時間にわたって日影ができていたことが今の資料から分かっているかと思うのです。161ページの3番が美竹の丘・しぶやというので、これは老人ホームと考えてよろしいでしょうか。この3番がNo.3で、そちらに関して、164ページのNo.3のところの冬至日を見ると、冬至日において、8時間において今日影ができています。

○事業者 161でよろしいですか。

○玄委員 161です。こちらのほう、No.3が、記述を見ると美竹の丘・しぶやになっているのです。計画地と今近いところに位置しているところですね。そして、164ページに行くと、こちらのNo.3の冬至日の箇所を見ると、今、8時間において日影ができていたということが書かれてありますね。しかし、177ページを見ると、美竹の丘・しぶやというところが今確認できましたよね。今それを囲むのが1時間の日影の線になっているのです。ここからみると、2時間～1時間の日影になるという表記になっているのです。これはちょっと合わないもので、こちらのほうをどうやって評価していたかを再度確認していただきたいなと思っています。今のほうから見ると、この資料で書いてあるところが矛盾しているような気がします。なので、こちらのほうの検討をお願いできればと思います。これが1点目。

2点目は、今この図の下のほうに行くと、各色の線の隣に1時間、2時間と書かれてありますけれども、その隣に、その地域ではどれくらいの日影時間までは許可できるかということが書かれてありますね。こっちから見ると、そういった規定が決まるのが、土地利用区分で決まると思うのです。そういう情報が、私が調べた中では、資料の中からは土地利用区分がよく分からなかったもので、それも図の中にきちんと入れていただきたいなと思います。その情報がないと、結果を問題がないかどうか確かめるときに、もしかしたら重要なところを落としてしまう可能性がありますので、土地利用区分と、それに関する規制を書いた上で、現在どれくらいの日影時間が予想されるかを書いたほうが分かりやすく、問題になる点を見極めるのがやりやすいかなと思います。



○齋藤部会長 ありがとうございます。今の2点でよろしいでしょうか。

○玄委員 この2点でお願いします。

○齋藤部会長 分かりました。事業者の方、よろしく願いいたします。

○事業者 まず1つ、美竹の丘・しぶやの日影の件ですけれども、先ほどお話しいただいた日影の時間、こちらは現況の日影の時間という形になります。調査結果という形になりますので、ここは周辺がもう中高層の建物に囲まれた地域という形になりますので、冬至日につきましては8時から16時までずっと日影になっているというところなんです。これは現況の日影の状況というところなんです。先ほどの予測結果といたしましては、これは今回の建物がどういふ影響を及ぼすかというところで、美竹の丘・しぶやのところに関しましては1時間~2時間程度の日影が出てしまうというところがございます。こちらで3番がそうなのですけれども、現況でも日影がずっと出ているというところがございますので、今回の建物がプラスされるというところにはございません。黒いところは、今回の建物で日影がプラスされてしまう時間帯というところになってございます。

1つ目の回答は以上ですけれども、よろしいでしょうか。

○玄委員 よく分かりました。この事業については、また住民の方にも説明を行いますよね。

○事業者 アセスの説明会でも御説明はさせていただいております。また、別途御質問があれば、その旨で御説明する形になるかと思えます。

○玄委員 分かりました。この結果だけで見ると気になっているのですけれども、建設前と建設後で変わりがなかったか、そういうのは正確に伝えていく必要があるかなと思えます。

○事業者 分かりました。

規制の範囲というところで、これは日影の規制図ということになります。それに関しましては、用途地域図からこういう形で規制が入っていくというところがございます。用途地域図は「日影」のところには入っていないのですけれども、「大気汚染」のところには用途地域図が描かれております。そちらのほうを出したいと思えます。

こちらが用途地域図になります。計画地の周辺は商業地域という形になりますので、日影の規制対象外というところになりまして、こちらの住居系の地域、先ほどの日影のところでの規制がかかっているという地域、こちらのほうで規制がかかっているというところがございます。ちょっとページが飛んでおりますので、評価書のときには少し確認しやすいよう参照ページ等もつけさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○玄委員 分かりました。よろしく願いいたします。

続きまして「風環境」について質問できればと思いますが、214 ページを確認していただきたいと思います。今こちらのほうから見ると、風環境については領域 A と領域 B に抑えるような対策が必要になりますね。今ここから見ると、対策後でも領域 C が出ているので、これを今のままで終わりにするか、どういうふうに対策をするか教えていただきたいと思うのですけれども。

○事業者 お答えいたします。これが対策後の、建設後の風環境という形の評価になります。

現況はこちらになります。現況でも計画地周辺は領域 A、B という形になっております。ただ、若干、こちらのところ、これは領域 C、あと六本木通りのほうに領域 C が出ているというところになります。建物建設後につきましても、その領域 C のところは相変わらず領域 C という形になってございます。あとのところはあらかじめ領域 A、B と、風環境は現況と大きく変わっていないというところになります。ただ、この C のところですが、計画地から結構離れているところになりますので、計画地の中で防風植栽等の対策を行っても、なかなかこちらの C 領域のところに対して風環境の改善はなされなかったというところがございます。ただ、現況におきましても風環境は C というところがございますので、今回の建物の影響度合いは少ないのかなと考えてございます。

もう一つ、こちらの領域 C のところですが、通路がありまして、今現在、事業者は若干対策をしてお聞きしております。ですので、この C のところにつきましては、こちらの対策で B、A になる可能性がございます。

以上、基本的には計画地内、建物に対しまして影響があるところに関しましては防風対策をいたしまして、領域 A、B に抑えているということになってございます。

○玄委員 今の説明はよく分かりました。風環境については、建設前後で比べて、どちらでも A と B の領域に、2 つの領域に抑えているということになっているのですが、実際の領域 A に当てはまる地点と B に当てはまる、そういった区分で見ると、前のほうが領域 A が占める割合が大きいのですね。そこから見ると、建設後は多少風が強くなっているということは今の評価から分かってきます。そのため、特に建設後にしっかりと事後調査を行って、必要に応じて環境保全のため対策を徹底していただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○事業者 事後調査を徹底いたしまして、風環境に関しましては把握して、もし悪くなるようなところがありましたら追加の風環境の対策をさせていただいて、現況の風環境をできる限り守るということで事業を進めたいと思います。ありがとうございます。

○玄委員 分かりました。よろしくお願いします。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

それでは、ちょっとお時間があれますので、今後の総括審議に向けて必要と思われることがあれば、ほかの委員から御質問、御意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○森川委員 大気汚染のことですが、工事の施行中のときの建設機械の影響が寄与率としては66.7%ということで予測されていて、結構工事の影響が大きく出ているのかなと感じています。最近は大気汚染が結構改善されてきて、バックグラウンド濃度が低くなっている影響もあるのかなと思う反面、建設機械の稼働の状況が、結構集中期間が長いのかなという印象がありまして、もしかして工期をすごく短くするために稼働の期間が集中してなっているのかなという気もするのですけれども、その辺を教えてくださいませんか。

○事業者 大気汚染、工事に関しましては、先ほども御説明いたしましたように、まだ施工業者が決まっていないというところがございますので、今現在考えられる影響度合いを見るというところで設計しております。確かに少し安全側で見ている傾向がございます。どうしても影響度合いを少し安全側で見ってしまうというところがございますので、今後またこちらのほうも施工業者が決まりましたら、施工計画を立案していただき、できる限り軽減対策を取ってまいりたいと思います。ただ、今現在ではなかなか、どこまで決められるというところがございますので、今の状況ではこういう形でさせていただいているのが現状でございます。

○森川委員 分かりました。特に施工期間とかは標準的なものだということですね。

○事業者 そういうふうになってございます。

○森川委員 ありがとうございます。

○齋藤部会長 どうもありがとうございます。

ほかには御発言が特にはないようですので、これにて質疑は終了したいと思います。

事業者の皆様方、ありがとうございました。御退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○齋藤部会長 それでは、以上の議論を踏まえまして、次回の総括審議に向けた審議事項の候補を挙げていきたいと思っております。委員の皆様方から御提案をお願いしたいと思います。

まず、森川委員、いかがでしょうか。

○森川委員 全体的な計画のお話も今日聞けて、よかったかなと思っていますけれども、大気汚染のほうは、寄与率が高いというのはやはり注意していかなくてはいけないことかなと

思っています。もともとはなかったのが、工事によってプラスアルファされるというのはあると思うので、今の状況では安全側で見ているということですが、そのところは注意していただければいいかなと思っています。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

玄委員はいかがでしょうか。お話を頂きましたけれども。

○玄委員 「風環境」は総括審議項目として取り上げていただきたいと思っています。風環境については、建設前後で比べてみると、やはり建設前と比べて多少風が強くなっている地域がありますので、こちらの点については事後調査などをしっかりと行っていただいて、問題点をしっかりと対策する必要があると思いますので、ぜひ項目として挙げていただきたいと思います。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

その他、質疑応答がありましたのが「騒音・振動」ですが、高橋委員は特にはよろしいでしょうか。

○高橋委員 「騒音・振動」の1番のほうで、環境基準ぎりぎりになっているというのは多少気になるところではあるのですが、超えているわけではないので、総括審議に挙げるほどではないかなと思っています。

○齋藤部会長 分かりました。どうもありがとうございました。

ほかには何か御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、総括審議に向けてまとめるに当たりましては、先ほど御提案のありました大気に関する件、工事用車両の件、それから風環境の件を候補としたいと考えております。各審議案件につきましては、部会長と各項目の委員と個別に相談していきたいと考えておりますけれども、最終的な案へ向けては部会長に一任していただければと考えております。どうも御議論ありがとうございました。

○齋藤部会長 それでは、引き続きまして次第1の2番目、「(仮称) 小山三丁目第1地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

事業者の方に入室していただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

(事業者入室)

○齋藤部会長 事業者の方、よろしくお願いたします。

「小山三丁目第一種市街地再開発事業」は、第1地区と第2地区について別の事業者が申請しています。したがって、環境影響評価書案の審議は、第1地区、第2地区の順でそ

れぞれ行いたいと考えております。

審議の進め方ですが、審議は今回を含めて合計4回、3回目に審議結果をまとめて、4回目は総括審議を予定しています。

事業者出席の回は、今回を含めて3回を予定しています。本日の1回目では、委員の皆様十分に議論していただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、資料2を御覧ください。資料2は、「(仮称) 小山三丁目第1地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見をまとめたものとなります。

「1 意見書等の件数」は、都民からの意見書75件、関係区長は品川区長、目黒区長からの意見2件、合計77件でした。

「2 都民からの主な意見」は、環境影響評価項目に関して、「大気汚染」「騒音・振動」「日影」「風環境」「景観」「史跡・文化財」「自然との触れ合い活動の場」について意見がございました。幾つか要約して御説明いたします。

「日影」についてですが、都立小山台高校をはじめとした近隣小学校・子供施設への影響を懸念するものがございました。

続いて「風環境」については、超高層マンションの建設に伴う風環境の悪化を懸念するもの、予測・評価が十分でなく、防風対策の効果を疑うものがございました。

「景観」については、超高層マンションの建設に伴う圧迫感を懸念するものなどが意見としてございました。

次に、「3 関係区長からの意見」として、品川区長、目黒区長から意見がございました。

品川区長の意見ですが、環境全般と、環境影響評価項目に関して「騒音・振動」について意見がございました。

次に目黒区長の意見ですが、環境影響評価項目に関して、「騒音・振動」「生物・生態系」「日影」「風環境」「景観」「自然との触れ合い活動の場」について意見がございました。

説明は以上となります。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして何か御質問等はございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

特に御質問はないようですので、事業者から各選定項目の予測・評価についての御説明を

伺いたいと思います。事業者の方、準備ができましたらよろしくお願いいたします。

○事業者 よろしくお願ひいたします。簡単に事業の概要も振り返りつつ、今回、環境影響評価の項目について御説明させていただければと思います。

今回の計画、小山三丁目というところで、事業区域が約 1.5ha で、高さ 145m、主要用途が住宅、店舗、駐車場等という計画になってございます。

先日皆様にお越しいただいたように、武蔵小山駅の目の前の区域をパルム商店街が貫通するようなエリアで、対象地域というところになってございます。

敷地につきましては大きく 2 つの建物構成になってございまして、左側の住宅を中心とした高層棟と、右側の商業を中心とした低層棟というところになってございます。

こちらが断面図で、高層棟が住宅関連、低層のところには店舗、低層棟につきましては店舗を中心のところとなっておりまして、真ん中に商店街のアーケードがあるというところで、あとは 2 つの建物が地下で車路がつながっていて、駐車場がつながっているというような計画になってございます。

こちらは高層棟の縦断面図になってございます。

こちらは将来の完成予想図で、駅側のほうから見た高層棟、あと低層棟が少し見え隠れになってしまっておりますが、裏側にあるというところになってございます。

建物の駐車場の出入口につきましては敷地の南西側に設けてございまして、都道補助 26 号線のほうから出入りするような計画になってございます。

以上が事業の概要となっておりまして、こちらは評価書案の 43 ページに係るところになってございますが、こちらから本事業で対象とした環境影響評価項目について御説明させていただければと思います。

こちらの 43 ページに記載しているように、今回 12 項目を評価の対象としてございます。

まず「大気汚染」につきましては、工事の施行中においては建設機械と工事用車両を、工事の完了後につきましては関連車両の走行及び駐車場の供用を対象としてございます。

「騒音・振動」につきましては、工事中は建設機械の稼働と工事用車両、完了後につきましては関連車両の走行を対象にしてございます。

「土壌汚染」につきましては工事中の掘削、「地盤」「水循環」につきましては工事中の施設の建設に伴う掘削と工事完了後の施設の存在、「日影」「電波障害」「風環境」「景観」につきましては工事完了後の建物の存在、「自然との触れ合い活動の場」に関しましては工事の施行中における工事用車両や工事完了後の建物の存在、「廃棄物」につきましては工事中と工事

完了後の施設の供用、「温室効果ガス」に関しましては工事完了後の施設の供用ということで、これらの影響について選定してございます。

以上の項目につきまして予測・評価を実施してまいりましたので、この予測結果について、ポイントとなるところを中心に御説明させていただければと思います。評価書案のページ数としては少し戻る形になってしまって恐縮でございますが、2 ページ目からのところを中心に説明させていただければと思います。

まず「大気汚染」につきましては、工事の施行中において、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴って発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について予測を行っており、それぞれ環境基準値を下回る予測結果を得てございます。なお、車両走行に伴う予測におきましては、こちらの図の中で示してございます工事用車両ないしは関連車両の走行が想定される道路上で4ポイントについて対象として予測を行っているというところになってございます。

また、工事の完了後に関しましては、関連車両の走行及び駐車場の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について予測を行ってございまして、同様に環境基準値を下回る予測結果となっております。

次に「騒音・振動」についてでございます。

工事の施行中におきましては、建設作業及び工事用車両の走行に伴う予測は、勧告基準及び環境基準値以下の数値となっております。

また、工事の完了後におきましても、関連車両の走行に伴う予測について、勧告基準及び環境基準値以下の予測となっております。車両走行に伴う予測地点につきましては、「大気汚染」と同様の考え方としてございます。

次に「土壌汚染」についてでございます。現時点で事業区域内の既存施設は供用中ですので、土壌汚染の状況を確認することはできませんが、有害物質を使用する可能性がある施設は現時点ではございません。ただし、過去には土壌汚染のおそれがある施設があった箇所も見られることから、今後、土壌汚染対策法及び環境確保条例の手續に基づいて適切に対応していくことで、周辺地域に影響を及ぼすようなことはないものと考えてございます。

次に「地盤」についてでございます。

地盤につきましては、工事の施行中については、山留壁として遮水性及び剛性の高い SMW を採用して、帯水層の武蔵野礫層よりも深い上総層群まで施工する計画としてございます。これによって、掘削工事に伴う計画地周辺の地盤の変形の程度は小さいものと考えてございます。同様に、掘削範囲内の帯水層が外部と分離・遮水されるために、計画地周辺の地下水

への影響は小さいものと予測してございます。

工事の完了後に関しましては、計画躯体が建築されても、計画建築物の地下躯体が占める範囲は、帯水層である武蔵野礫層等の分布と比べると限定的なものとなっておりますので、地下水流が地下構造物の周辺を迂回するものと想定してございます。

以上のことから、本事業によって地盤への影響は著しい影響を及ぼさないものと考えてございます。

次に「水循環」でございます。こちらに関しましては「地盤」と同様の考え方になってございまして、山留壁として遮水性及び剛性の高いSMWを採用し、上総層群まで施工する計画とすること、また、計画躯体が建築されても地下水流が地下構造物の周辺を迂回するものと想定されるということがございますので、計画地周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼすことはないものと考えてございます。

次に「日影」に関する内容でございます。「日影」に関しましては、こちらが等時間の日影図となっております。こちらの図の中で色づけさせていただいているところが土地利用の区分で、白が商業地域で、日影の規制のあるところに関しましては、ハッチングをかけさせていただいている周辺のエリアが規制対象となっているところでございます。こちらにありますように、事業区域周辺地域への日影の影響を低減するために、高層棟については極力南側に配置するような計画としていることで、この建物による2.5時間以上の日影は日影対象区域内には生じないと予測され、評価の指標といたしました「中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める基準を満足すると考えてございます。

次に「電波障害」についてでございます。こちらについても図を共有させていただきますが、こちらのほうが地上デジタル放送に関する電波障害の予測、こちらにつきましては衛星放送に関する電波障害の予測となっております。これらのように、計画建築物の設置によって遮蔽障害は生じるものと予測してございますが、電波障害が生じた場合には、適切な受信障害対策を行うことで影響は解消されると考えてございます。

次に「風環境」に関してでございます。「風環境」も簡単に図を共有させていただきますが、こちらが現況の風環境になってございます。計画地周辺は基本的に領域AないしBという青と緑の風環境というところになってございます。これが、建物が建つことによって、計画地内で黄色くなっている領域Cが4地点、赤となっている領域Dが1地点生じてまいります。このため、この状況に対して保全策として防風植栽ですとか庇を設けていくことで、これらの地点については全て領域Bの風環境になることができると予測してございます。以上のこ



とから、将来も現況と同程度の風環境が維持されるものと考えてございます。

次に「景観」についてでございます。工事完了後の主要な景観構成要素の改変ですとか地域景観の特性の変化については、事業区域周辺の景観構成要素は、商業ビルですとかマンション等の中高層建築物が立地する市街地景観を呈してございますので、工事完了後も現況同様、高層マンションを含む建築物が建設されることによって、主要な景観構成要素は大きく変化しないものと予測してございます。

また、眺望景観につきましては、近景域におきましては都道補助 26 号線沿いやパルム商店街と隣接する広場、施設低層部の商業店舗や緑地と一体となったにぎわいと憩いの空間が形成されるというところで、駅前広場ですとか周辺の商店街、隣接するパルム駅前地区等と相まって、にぎわいの連続した都市景観が形成されるものと予測してございます。

また、中景域に関しましては、計画地周辺の既存高層建築物と連続して、武蔵小山駅周辺の街並み誘導指針に示される「まちのシンボルとなるスカイライン」の頭頂部を形成していくところに寄与する計画となると考えてございます。

また、圧迫感の低減といたしましては、建築物を敷地境界から一定の距離を取って配置すること、敷地内や屋上、壁面の緑化を施すこと、周辺環境と調和した配色を行うこと等で周辺からの圧迫感の軽減に努めることしております。

以上のことから、景観に関しても著しい影響は及ぼさないものと考えてございます。

次に「自然との触れ合い活動の場」についてでございますが、工事の施行中につきましては、計画区域周辺の 3 つの散策コースを工事車両が通行する計画となっております。当該コースは現況も自動車と歩行者の両方が使用する場となっておりますが、一時的に車両が増えることが考えられるため、主要箇所への交通誘導員の配置等を適切に行っていく方針としてございます。

また、工事完了後につきましては、これらの散策コースを関連車両が通行することはないものと想定してございますので、車両交通の変化は少ないものと考えてございます。また、本施設の利用者につきましては増加が見込まれますが、散策コースの利用状況は今非常に混雑しているというわけではございませんので、著しい影響は及ぼさないものと考えてございます。

「廃棄物」につきまして、工事中については、建設リサイクル推進計画の事業者の責務を果たすことによって目標値を達成することができると考えてございます。また、工事の完了後におきましても、関連法等を遵守いたしまして、目標値を達成できるものと考えている次

第でございます。

最後になります。「温室効果ガス」につきまして、建築的手法ですとか設備システムの省エネルギー措置等によって温室効果ガス削減に努めること、また、住宅用途については、住宅の品質確保の促進に関する法律に基づいて、省エネルギー対策等級4を目標として排出抑制対策を講じることで、環境確保条例等に示される「事業者の責務」「事業者の役割」の内容を満足するものと考えてございます。また、今後の設計や計画の中で引き続き二酸化炭素が削減できるような方策に努めてまいりたいと考えてございます。

以上、事業の計画及び予測・評価の項目の結果の概要について御説明いたしました。

私からの説明は以上とさせていただきます。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、委員から御質問、御意見等を頂きたいと思いますが、全体の進行の都合上、全体的質疑は10分以内に終えたいと思っておりますので、簡潔な質疑をお願いいたします。よろしくをお願いします。

水本委員、お願いいたします。

○水本委員 「史跡・文化財」については、今のところ法的なところと整合の取れる対応を取られるということでしたけれども、1点だけ、朗惺寺のところが明治時代はもう少し敷地が広そうですので、その辺りについては文化財担当の方と少しお話ししておいていただければなと思います。今のところの御対応は大丈夫かと思っておりますので、以上、指摘事項というか、その点だけ確認ということでお願いします。

○齋藤部会長 よろしくをお願いいたします。

○事業者 承知いたしました。

○齋藤部会長 それでは、ほか、御意見いかがでしょうか。御質問等をお受けしたいと思えます。

玄委員、お願いいたします。

○玄委員 今、建設前後で風環境について領域Aと領域Bに抑えるという話になってはいるのですけれども、今の資料から見ると、領域Bの風速についても具体的に記入していただいで、それで領域Bになるということをもっと詳細に記載していただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○事業者 具体的な風速につきましては、評価書案の資料編のほうに地点ごとの数字を載せさせていただきます。

- 玄委員 資料編のほうを見ていたのですけれども、よく分からなかったのです。
- 齋藤部会長 資料編の何ページですかね。
- 事業者 資料編の98ページ目からになります。
- 玄委員 こちらについては、建設前で領域Aが何点で、領域Bが何点で、建設後の領域Aと領域Bが何点かということをもとめて記載していただくと分かりやすいのですけれども、いかがでしょうか。
- 事業者 建設前後の領域A、B、Cが何点かというものにつきましては、評価書案の本編のほうの246ページに記載させていただいてございます。
- 玄委員 こちらのほうで数えてということですね。分かりました。
- 事業者 地点数も記載させていただいております。
- 玄委員 今から見ても、領域Bが前後で比べて増えるということは結果的になっていきますので、建設後の事後調査をしっかり行っていただいて、風環境について対策していただきたいと思っています。
- 事業者 承知いたしました。
- 玄委員 よろしくをお願いします。私からは以上です。
- 齋藤部会長 ありがとうございます。
- ほかはいかがでしょう。
- 堤委員、お願いいたします。
- 堤委員 ありがとうございます。温室効果ガスについては、まだ計画段階で、具体的などころまで進んでいないようなところもあるのかなと思いますけれども、これだけの規模の建物が建ちますし、第1地区、第2地区合わせても大きな規模の建物が建つようなこととなりますので、ぜひ温室効果ガス削減に努めていただきたいと思います。今後計画が進むにつれて、設計段階なんかで具体的にCO<sub>2</sub>の削減、温室効果ガス削減の方法が詰めてこられるようになりましたら、そういったような方法と、あと、どれだけ温ガス削減の効果があるかというようなところを具体的に今後作成される図書のほうにも記載いただければと思います。これはお願いとしてコメントさせていただきます。お願いいたします。
- もう1点ですが、私は担当ではないのですけれども、「日影」に関する事で、先日、現地視察に行かせていただいたときにもお尋ねしたのですけれども、パルム商店街のアーケードの上が天窓みたいになっていて、トップライトで日差しが入ってくるような状態になっていたかと思いますが、この建物が建つことによって、建物の北側に影を落とすような状

態になってしまうのであれば、商店街自体もトップライトからの日差しが遮られてしまって暗くなってしまうようなこともあるのかなと思いますけれども、そういうものの評価というのはこの事業の中ではされていないのかというところをお伺いできればと思っています。

○齋藤部会長 事業者の方、2点、温ガスの話と日影の件、よろしく願いいたします。

○事業者 1点目の温室効果ガスの件につきましては、図書作成段階で、決まっていることについてはできる限り記載させていただきたいと思っております。

2点目の日影のほうですが、評価につきましては、条例の基準にのっとり、地上のG.L.から4mの面での日影の評価をさせていただいているところでございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。もし不明な点がございましたら、追加で審議会終了後にまた頂くということでもよろしいでしょうか。

○堤委員 ありがとうございます。

○齋藤部会長 まだほかにも意見のある方がいらっしゃると思いますけれども、全体の進行がありますので。今日は1回目ということですので、審議会終了後に皆様の意見、御質問等をあらかじめ集約しまして次回の審議に生かしたいと考えてございますので、本日はこれにて審議を終了させていただきたいと考えてございます。

事業者の皆様方、ありがとうございます。短い時間でしたけれども、また今後ともよろしく願いいたします。御退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○齋藤部会長 それでは、その次に移りたいと思います。「(仮称) 小山三丁目第2地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

事業者の方の御入室をお願いいたします。

(事業者入室)

○齋藤部会長 事業者の方、本日はよろしく願いいたします。

審議の進め方ですが、審議は今回を含めて計4回になります。3回目に審議結果をまとめて、4回目は総括審議ということです。

事業者の出席は、本日を含めまして3回を予定しています。本日は、時間が限られていますけれども、十分な議論をお願いしたいと考えております。

初めに事務局から御説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、資料3を御覧ください。資料3は、「(仮称) 小山三丁目第2地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業

段階関係区長の意見をまとめたものとなります。

「1 意見書等の件数」は、都民からの意見書 85 件、関係区長は品川区長、目黒区長からの意見 2 件、合計 87 件でした。

「2 都民からの主な意見」は、環境影響評価項目に関して、「大気汚染」「騒音・振動」「日影」「風環境」「景観」「史跡・文化財」「自然との触れ合い活動の場」「廃棄物」「温室効果ガス」についてございました。幾つか要約して御説明いたします。

まず「日影」についてですが、小山台高校をはじめとした学校・子供施設への影響を懸念するものがございました。

続いて「風環境」についてですが、高層マンションの建設に伴う風環境の悪化を懸念するもの、また、予測・評価が十分でなく、防風対策の効果を疑うものがございました。

「景観」についてですが、超高層マンションの建設に伴う圧迫感を懸念するものなどがございました。

「3 関係区長からの意見」として、品川区長、目黒区長から意見がございました。

品川区長の意見ですが、環境全般と、環境影響評価項目に関して「騒音・振動」について意見がございました。

次に目黒区長の意見ですが、環境影響評価項目に関して、「騒音・振動」「生物・生態系」「日影」「風環境」「景観」「自然との触れ合い活動の場」について意見がございました。

説明は以上となります。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明を含めまして、事業者の御説明の後に質疑を受けたいと思います。

それでは、事業者の方から御説明を受けたいと思いますが、御準備ができましたらよろしくお願いたします。おおむね 10 分少々で願いたします。よろしく願いたします。

○事業者 画面を共有させていただきます。

それでは、小山三丁目第 2 地区第一種市街地再開発事業について、簡単に事業の概要と予測・評価の結果を御説明させていただきます。

繰り返してはございますけれども、事業者の名称は「小山三丁目第 2 地区市街地再開発準備組合」でございます。事業の種類は「高層建築物の新築」となっておりまして、品川区小山三丁目に位置する約 1.6ha の計画地面積でございます。ここに最高高さ約 145m の建物を 2 棟建設いたします。主要な用途は、共同住宅、商業施設、公益施設、駐車場等となっております。

続きまして、対象事業の概要の御説明ですが、東急目黒線武蔵小山駅がこちらにございまして、既に先行する2地区の建物が建っておりまして、先ほど御説明があったかと思いますが、小山三丁目第1地区という事業がございまして、本事業、我々の対象事業は、こちらの赤いエリアになってございます。

こちらのエリアの中、供用後の図面がこちらでございまして。計画地の中央に武蔵小山商店街パルク、既存の大きな商店街のアーケードがございまして、これに区切られる形で北側に北街区、南側に南街区、2つのエリアになってございます。少し色が分かりづらくて恐縮ですが、薄い灰色のところは全体的に低層部、現在の商業施設があるところが新たに低層部となりまして、そのうちの一部、濃い灰色になっているところが高層棟でございまして。

こちらが計画地の断面図となります。供用後の断面図でございまして。今御説明しました高層棟の部分がほぼ住宅となっております、黄色いところが住宅でございまして。紫のところが立体駐車場や機械室、1階・2階相当のところ、ピンク色で塗っているところが新たに店舗、商業施設となる計画でございまして。

こちらが完成予想図（全体パース）でございまして。計画地の東側方向の上空から見たイメージパースでございまして、145mの高層ビルが2棟、北街区と南街区にそれぞれ建設されます。この足元が低層部となっております、新たな商業施設を中心に、屋上緑化、機械室、広場状空地といったものと緑地が配置される計画でございまして。

続きまして、環境影響評価の予測と評価の結論について御説明させていただきます。

本事業につきましては、「大気汚染」「騒音・振動」をはじめとしまして12項目について調査、予測・評価を実施してございます。時間の都合もございまして、かいつまんで、主要な項目を中心に御説明させていただければと思います。

「大気汚染」ですが、工事中につきましては、建設機械の稼働、工事用車両の走行について大気汚染の予測を行っておりまして、いずれも評価の指標としました環境基準等を満足する結果となっております。

工事の完了後につきましては、駐車場の供用に伴う大気汚染、関連車両の走行に伴う大気汚染について同様に予測・評価を行い、いずれも評価の指標を満足する結果になってございます。

続きまして「騒音・振動」でございまして。

工事中につきましては、建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動を予測・評価しており、こちらにつきましても、いずれも環境基準等の評価の指標を満足して

おります。

工事の完了後につきましては、施設の稼働に伴う騒音、関連車両の走行に伴う道路交通騒音・振動、施設の稼働に伴う低周波音についても予測・評価を行い、いずれも評価の指標を満足する結果となっております。

続いて、「土壌汚染」と「地盤」について御説明いたします。

計画地は既に店舗、事務所、住宅等が立地している環境でございますので、事前の調査によりまして、既存施設に起因する土壌汚染のおそれがあると考えられる地域でございます。したがって、今後、土壌汚染対策法や環境確保条例の手續にのっとりまして、工事の着手前までに調査や対策等を実施いたします。

「地盤」につきましては、工事の施行中は、掘削工事に伴う地盤の変形、地下水の水位・流況について予測・評価を行ってございます。本事業では高層建築物を建設する関係上、G. L. -12m、安定的な層である-12mまで掘削し、さらにその下まで基礎杭を設置します。また、SMW工法を用いまして強固な山留壁を構築いたしまして、地下水の湧出等を抑制する計画でございます。したがって、山留壁によって地盤の変形を防止する計画でございます。

工事の完了後におきましても、地下構造物の存在に伴う地下水の水位・流況を予測・評価してございます。こちらにつきましても、工事中と引き続き、山留壁や基礎杭をしっかりと構築することによって、影響は小さいと予測してございます。

続いて「水循環」について御説明いたします。

工事の施行中におきましても、掘削工事に伴う地下水の水位、工事の完了後におきましても同様に、地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況について予測・評価をしてございます。こちらも「地盤」と同様に基礎杭、山留壁をしっかりと構築してまいりますので、地下水への影響は小さいと評価してございます。

また、工事の完了後につきましては、土地の改変に伴う表面流出量、地下浸透に関しても予測・評価を行ってございます。こちらにつきましても、地上部に新たに緑化面積を1,000㎡以上、雨水貯留槽を744m<sup>3</sup>以上といった計画になってございますので、計画地内に降った雨水の流出抑制及び地下浸透をきちんと図っていく。それによって、各種関係法令、指導要綱等に基づく対策量を満足する計画でございます。

続きまして、「日影」「電波障害」「風環境」について御説明いたします。

本計画では、主要な地点における天空写真等で日影規制を満足する計画でございます。基本的に計画地周辺は日影規制のない地域でございますので、一部住宅系の地域にかかるところ

もございますが、いずれも日影規制を満足しております。また、法令上は北街区と南街区がそれぞれ別の敷地になりまして、それぞれに基準がかかりますが、本事業では、プラスの配慮といたしまして、北街区と南街区、それぞれの建物を組み合わせた複合日影においても基準を満足するような計画にしております。

「電波障害」につきましては、スカイツリー等地上デジタル放送への影響でございますが、こちらについては、県域局、広域局いずれも約 130m といった程度の障害範囲と予測されておりまして、もし障害が発生した場合には適切な対策を講じるということで計画しております。

「風環境」につきましても、周辺の風環境は、今回お隣の 3-1 とはあらかじめ情報の交換をさせていただきまして、風洞実験に当たりましては、3-1 の建物、計画とこちらの 3-2 の建物、計画を合わせた風洞実験を行っておりまして、防風対策についても共同で調整をしております。その結果、今回我々の地区に当たりまして、建物の建設後はいずれも領域 A または B、住宅地相当または低中層市街地相当のランクが守れる計画になっております。

続いて「景観」について御説明いたします。景観につきましては、主要な景観構成要素の改変の程度等、また代表的な眺望地点からの眺望、圧迫感の変化について予測・評価を行っております。代表的な眺望地点としましては、周辺の公園でありましたり、武蔵小山駅前でありましたり、そういった主要な地点からのモンタージュを作っておりますが、計画地の建物は 145m と、周辺の建物と高さを合わせてスカイラインを統一するといった対策を取っております。また、圧迫感につきましては、敷地境界からなるべくセットバックし、広場状空地や歩道状空地、緑地を配置することによって圧迫感の軽減に努める計画になっております。

続いて「自然との触れ合い活動の場」でございます。工事中と供用後と基本的に対策が似ておりますので、まとめさせていただきますが、こちらも商店街が「品川区ウォーキングマップ」のコースに指定されておりますので、工事中は一時的に閉鎖になりますが、迂回路を設けるとか、周辺の公園とのつながりを供用後には構築していくというような形で、自然との触れ合い活動の場に与える影響を低減するような計画としております。

最後、「廃棄物」と「温室効果ガス」について御説明させていただきます。

「廃棄物」につきましては、工事の施行中、また工事の完了後でそれぞれ発生量、再利用量等の予測を行っておりますが、いずれも適切に分別・回収されまして、許可を得た収集・運搬業者に委託して、適切に処理を行う計画でございます。



「温室効果ガス」につきましても、システムのエネルギー利用の低減率（ERR）に関しまして各種目標を設けまして、それに向けてCO<sub>2</sub>の削減に努めていく計画でございます。

ざっと3-2の事業概要は以上でございます。

1点だけ補足ですが、「大気」「騒音・振動」のところでは私の説明が抜けましたが、「大気」「騒音・振動」につきましても3-1とあらかじめ工事の情報も交換させていただきまして、両者の工事の時期が重なるかどうかは不明なのですが、一番重なったとき、それぞれのピークが重なったときの予測をさせていただきます。ですので、両者の影響を最大限配慮して見ているという形でございます。

説明は以上でございます。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様方から御質問、御意見を受けたと思いますが、これも質疑の時間はおおむね10分以内というふうに御了解いただければと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

水本委員、お願いいたします。

○水本委員 先ほどはありがとうございました。

こちらの史跡・文化財については、都民の方からの質問ということで朗愷寺の件が入っていたかと思いますが、その件については、先ほど第1地区の話があったのですが、第1地区側に恐らく朗愷寺の明治期の拡張区域といえますか、もともともっと広くて、狭くなったというのが実情ですので、そこがかかっていると思います。第2地区は恐らく朗愷寺は入っていないのではなかろうかと思いますが。ただし、敷地内の中央部に、斜め方向だと思うのですが、明治期の水路がある可能性を考えております。その辺りで、遺跡という点もそうなのですが、品川区の方針であるとか、もう一つは、かつて水みちがあったということも留意点として挙げておきたいと思いますが、その辺りについてお聞かせいただければと思います。

○事業者 御質問ありがとうございます。まず朗愷寺ですが、おっしゃっていただいたとおり、直接は接しておりませんが、北側の角、道路越しに朗愷寺と近い位置関係にはございます。

あと、御指摘いただきましたとおり、明治期の水路等がないかという御質問ですが、これに当たりましては、工事の最中にもそういった史跡・文化財が発見された場合は、適切に教育委員会と調整させていただきながら対応させていただく予定でございます。

○水本委員 ありがとうございます。1 つは、品川区としてそういうものを遺跡、史跡としてどう考えるかという点があるのですけれども、もう一つは、地下に水が通っていたということは別の意味でも重要かと思しますので、気をつけていただければと思います。

○事業者 ありがとうございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

それでは、玄委員、お願いいたします。

○玄委員 今、「風環境」の評価では、現在も計画地の中の2つの建物と小山三丁目第1地区に予定されている建物を考えて行っているのですね。ただ、「日影」については、今日は小山三丁目第2地区においては2棟の高層建築物の複合効果、日影について評価を行っています。これは、小山三丁目第1地区と第2地区を併せた上の複合日影について評価を行うのはできないでしょうか。

○事業者 日影の問題は、特に事業者も違いますし、日影を配慮するという事は、例えば建物の形状であるとか、そうなりますと、再開発事業になりますので、ある程度、事業の成立性と考えると、建物のボリュームは必要になってくる。我々としては、先ほど説明したように、南街区、北街区、本当はそれぞれで2.5時間の線を満足すればいいという基準なのですけれども、これは事業者の努力として、その基準よりさらにハードルを上げて、南街区と北街区の複合でも基準を満足するというのが、まずは我々としての保全対策を今、事業者が実行可能な範囲の努力として出させていただいています。

○玄委員 そうすると、小山三丁目第1地区と第2地区を併せて行うのは難しいでしょうかね。

○事業者 参考として横の3-1との複合とかは出せるのですが、我々の保全目標なりをどこに置くかというのは、事業の成立性ということもありますので、やはり我々としては、繰り返しますけれども、北と南と単独というものを合わせて押さえているということが、現段階では最大限の努力というような形にはなります。

○玄委員 今回のこれは、例えば第1地区とか第2地区で第一種市街地再開発事業ですので、その市街地を対象に評価を行うのが本来のものではないかなと思っているのです。その中で高層の建物なり低層の建物が何棟かあるとしても、これは市街地再開発事業ですので、その事業を一つのまとまりとして影響を評価することではないかなと理解しているのですけれども、その場合であれば、今、一棟一棟で行うのではなく、高層なり低層なり全部合わせた形でやる必要があると思うのです。理解としてはそうかなと思っています。ここから考えると、

もちろん第2地区の中では今そういうふうに行っているのですけれども、第1地区も隣にありますので、そしてそれも今日2つの審議を一緒に行っているのです、私としては、こういった複合効果がある場合は、複合した影響も考慮すべきかなと考えているのですけれども。

○齋藤部会長 ありがとうございます。非常に重要な御指摘かと思えます。恐らく事業者は事業者の考え方があると思えますので、今回第1回目ですので、この点の議論については今後も続けさせていただくということで、今の玄委員の意見を事業者の方はお含みおきいただいて、また改めて審議させていただければと思えます。玄委員、よろしいでしょうか。

○玄委員 はい。

○齋藤部会長 ありがとうございます。重要な御指摘かと思えます。

平林委員、お願いいたします。

○平林委員 時間がないので手短かにですけれども、234ページの8.5.3の「予測に反映しなかった措置」のところで、観測井を設置して地下水位への影響の監視をしていないということで、たしか先ほどの第1街区では地下水位のモニタリングをして、武蔵野礫層を対象として、現況が変わらないということを見ているので、またそのデータを活用してもよいので、できれば地下水位の著しい影響を及ぼさないということのモニタリングのデータも取っていただければと思えます。

○事業者 若干補足させていただきます。評価書案の215ページに、観測井を我々は設置してまして、流向・流速計まで入れてモニタリングは取っておりますので、このラインを基準に工事中並びに将来もチェックしていきたいと思っております。

○平林委員 分かりました。そうですと、先ほどの第1街区では、モニタリングを行い、周囲の地下水位低下の防止に努めるということが書いてあったので、こちらに書いてないのはもったいないので、ぜひその現状を反映してください。よろしくをお願いします。

○事業者 ありがとうございます。保全措置にはうたってはあったのですけれども、説明がちょっと飛んでいました。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

高橋委員、いかがでしょうか。

○高橋委員 手短かに1点だけお尋ねしたいと思えます。189ページで低周波音の評価をされているのですけれども、そのときに使っている評価の指標が「建具のがたつき閾値」というものを使われているのですが、これは実質的には環境省が示している「低周波音による物的苦情に関する参照値」というものと同じものです。これは環境省がアセスメントには使わな

いでほしいと言っているものなので、できればほかの指標を探していただければと思います。  
以上です。よろしくお願いいたします。

○齋藤部会長 事業者の方、御検討いただいて、次回御回答をよろしくお願いいたします。

○事業者 分かりました。2つ指標を出しますので、そこは検討させていただきます。

○齋藤部会長 よろしく願いいたします。

まだまだ御意見、御質問等があると思えますけれども、本日第1回目ということですので、審議終了後に御意見、御質問等を事務局に投げさせていただきまして、次回の審議に生かしていただきたいと考えております。特に小山三丁目の第1地区、第2地区、どちらも都民の関心の非常に高い事業でございますので、今後も充実した事業になるよう皆さんの御協力をお願いしたいと考えてございます。

本日は短い時間でしたけれども、事業者の皆様方、どうもありがとうございました。今後ともまたよろしくお願いいたします。退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○齋藤部会長 それでは、次第の4番目になります。「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

事業者の方、Web上での入室をお願いいたします。

(事業者入室)

○齋藤部会長 本評価書案に関しましては4回の審議を予定しておりますが、今回は2回目となります。

本日の進め方ですが、最初に事務局から前回の審議内容を説明していただき、事業者に対する質疑を行います。委員の皆様方には十分な審議をお願いしたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

なお、事業者からの回答が十分でなく、追加の説明が必要な場合には、4回の審議にとどまらず事業者に御出席いただいて、継続して審議を行いたいと考えてございます。事業者の皆様方には、委員の質問に真摯に御回答いただきますよう御協力をお願いいたします。

それではまず、事務局から前回の審議内容についての御説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、資料4を御覧ください。資料4は前回の審議内容を整理したものとなります。各委員からの指摘、質問事項を環境影響評価項目ごとに「大気汚染」「騒音・振動」等の順で並べておまして、合計16件、環境影響評価項目以外の「その他」が1件ございました。

なお、「生物・生態系」の番号 1 及び番号 2、「景観」の番号 1、番号 3 については、この後、事業者から補足の説明がございました。

また、前回、委員から質疑のみで終わったものには、右の「取扱い」欄に「2/18 部会にて指摘」とし、「日影」の番号 1 と「風環境」の番号 1 及び番号 2 となります。

また、部会後に委員から質問をお送りいただきました。これについては、「取扱い」欄に「2/18 部会後指摘」とし、「大気汚染」の番号 1、「騒音・振動」の番号 2 及び 3、「廃棄物」の番号 1 となります。この後、事業者から回答がございました。

環境影響評価項目ごとに質疑の概要について御説明いたします。

「大気汚染」についてですが、熱源施設が複数箇所に設置され、排気ガスのいちよう並木や歩行者デッキへの影響が懸念されることから、設置位置や排出口の高さについて質疑がございました。

「騒音・振動」について 2 点ございまして、1 つ目が、スタジアムからの騒音の周辺環境への影響が懸念されることから、予測方法や低減に向けた対応について、2 つ目が、道路交通騒音について、現況において環境基準を超過している場所があることから、騒音抑制の措置について質疑がございました。

「生物・生態系」についても 2 点ございまして、1 つ目、緑の体積は現況をかなり下回り、動物種への影響が懸念されるが、影響の程度が小さいとしている点や、評価書案には保存樹木に配慮する計画や動物の生息に配慮する植栽計画を記載しており、その詳細な内容について質疑がありました。もう 1 点が、既存緑地の変化の程度は半減以下となっており、また、樹木の活力度の調査を行っているが、現況の緑地、特に移植に関わりそうな樹木への影響について質疑がございました。

「日影」についてですが、計画地東側のいちよう並木の場所は 2 時間程度の日陰があることから、樹木の移植や植栽について質疑が行われました。

「風環境」についてですが、計画地の内部及び外部の風環境への影響や環境保全のための措置の詳細について質疑が行われました。

「景観」についてですが、いちよう並木への影響について、予測場所の追加や、野球場の壁面やネット、支柱の影響の明確化などについて質疑がございました。

「自然との触れ合い活動の場」についてですが、外苑の緑地は明治期から多様な役割を担っており、その点を踏まえた配慮等について質疑が行われました。

最後、「廃棄物」についてですが、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」

の施行に伴う取組について質疑がございました。

事務局からの説明は以上となります。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

本件を含めて後ほど委員の皆様方から御意見を頂きたいと思いますが、部会の後に委員の皆様方から頂きました質問に対する事業者の回答を初めに伺いたいと思います。

事業者の方、本日もよろしくお願ひいたします。準備ができましたら回答をお願ひいたします。

○事業者 回答の補足ということで説明させていただきたいと思います。

画面が共有されていると思うのですが、先ほどの資料4ということでございます。先ほどアセスメント担当課長からお話があったように、幾つか前回の審議会で御意見を頂いた中から「生物・生態系」と「景観」についての回答補足ということで説明させていただきたいと思います。

まず、資料の16ページの「生物・生態系」の1つ目の質問になります。御質問の内容といたしましては、緑の量だけでなく、質的な内容もきちんと予測して評価すべきではないかというような御指摘がございました。それに対して、回答補足ということで付け足させていただきました。計画地周辺に残存する緑地の構成種を中心に適正な植栽基盤の確保、植栽を行って、動植物の生息・生育環境に配慮した緑地計画を行うということを考えております。加えて、生態系の構成要素である中位消費者が現況調査で確認されておりますので、これらの生息環境に配慮した記載を評価書の中で示していきたいと考えております。さらに、評価書案の308ページになります。表8.6-25ということで「環境区別に見る生態系の状況」ということで、先ほど中位消費者という言葉が出てきましたけれども、その説明でもあるのですが、この表は、現地調査と周辺の既に調査してある既存の資料をまとめた表になります。今回の現地調査結果では、中位消費者ということで、アズマモグラとかニホンカナヘビとか、この辺も見つかっております。こういった中位消費者に対する生息・生育環境に配慮した植栽計画を行っていくだけではなくて、さらにもう少し言えば、希少種ではないのですが、例えば昆虫でいうところのチョウ類あるいは鳥も当然現地調査で確認されておりますので、そういったチョウ類に対応した樹木もしくは植栽、低木、そういったものも今回の植栽計画に入れていこうと考えております。その辺につきましても、もう少し詳しく評価書のほうに丁寧に記載していこうと考えております。

続きまして、「生物・生態系」の2のほうの質問に対してですけれども、たしか前回の審議

会での御指摘は、屋上緑化と地上部の緑化、どこが屋上緑化で地上だか分かりづらいという指摘を頂きましたので、ここにつきましては、きちんと分かるように、現時点で評価書案に提示している図だけではなくて、地上部と屋上の緑化の部分がきちんと分かるような、分かりやすい図を評価書に記載していく予定でございます。

さらに、2 の下のほうの質問になってきますけれども、これは樹木の活力度についての御質問でございました。そこら辺分かりやすく整理してほしいという話でございました。活力度につきましては、今後さらに詳細調査を進めてまいります。既存樹木の扱いが確定した上で図書のほうに表記していくということをしていきたいと考えております。

ここで、さらに補足の説明をしたいと思えます。

○事業者 樹木の現状の管理につきまして、事業を代表しております三井不動産より少し補足をさせていただければと考えております。

神宮外苑の樹木や緑につきましては、その大半が明治神宮の所有地となりますけれども、こちらは樹齢の経過とともに樹勢が弱くなってきている樹木も少なくないと伺っておりまして、日々倒木や枝折れ、落下対策などの対応を行っているとお伺いしております。専門業者による定期的な剪定作業を行うほか、地区全体を管理する常勤の正規職員を複数雇用されまして、来訪者の安全を維持・確保することを第一と考え日々の管理を行っているとお伺いしております。今後といたしましては、一本一本の樹木を大切に取り扱いまして、樹木の状態などの詳細な調査を行いながら、極力保存または移植をしていく計画です。仮に伐採するという場合に関しましても、伐採した木材を活用して例えば記念品等を製作したり、堆肥やチップなどに利活用していくなど、環境に配慮した適切な利活用について積極的に検討してまいりたいと考えております。今回の計画によりまして新たな神宮外苑として次世代につなげていくということを積極的に考えていきたいと考えております。

補足は以上になります。では、説明に戻ります。

○事業者 次に、「景観」のほうも御指摘を頂いております。

「景観」の1つ目です。4列いちょう並木の辺りのイメージ、どのような空間になるのかというイメージがあったほうが良いという御指摘を頂いております。それにつきましては、パースなのかモニタージュなのか検討中なのですが、この場所は重要な場所だという認識はしておりますので、何らかのパースなりモニタージュの追加のイメージを評価書に掲載いたします。

次に、いちょう並木の景観についてでございます。これは、パース、モニタージュの提示

はいつ頃かという話でございました。繰り返しになりますけれども、パースなりモンタージュなりの追加の掲載につきましては、評価書に掲載していくという考えでございます。

次に、「景観」の2つ目です。現在の伊藤忠商事本社ビルの高さ、複合棟A、高さは幾つかという質問でございました。

次に、「景観」の3つ目です。青山二丁目交差点からいちょう並木への景観の影響。フォトモンタージュに何か間違いがあるのではないかと。野球場と、いちょうとの離隔は非常に重要だ、もう少し多様な手段を用いて景観を再現してほしいという御指摘だったと思います。回答の補足といたしましては、可能な限りいちょう並木の樹冠に配慮した野球場の壁面配置、そして、それに伴うメンテナンスの運用を検討していくということでございます。離隔距離につきましては、現在のいちょう並木沿いにある店舗よりも野球場の壁面は敷地境界から後退させるということを計画しています。具体的には、まだ最終的な数字ではないのですが、約8m程度後退する計画としております。景観の再現につきましては、これも繰り返しになりますけれども、追加の資料を評価書に掲載させていただきたいと考えております。

続きまして「景観」です。いちょう並木と野球場の壁面、ネットの高さ。これは評価書案に載っているモンタージュに対しての意見だったと思います。支柱が描かれてある、もう少し分かりやすく、できるだけ具体的に示してほしいという御指摘でございました。これにつきましては、モンタージュ上でどのように表現するかというのは検討させていただきたいと思います。御指摘の中でもネットと支柱についてのお話があったのですが、ネットと支柱につきましては、ネットというのは、ボールが飛んできたとき外側に飛んでいかないよという安全性の観点、そういった意味で設置するわけですが、一方でいちょう並木への、景観への影響もあるということで、青山二丁目交差点、今景観のポイントを置いておりますけれども、その眺望に最大限配慮して、低くするというのを考えております。安全性につきましては、安全性といちょう並木からの離隔というのは、当然、いちょう並木から離せばネットが高くなるという関係にございます。こちらにつきましては今後の検討になるのですが、アセスとは別に、この案件は都条例の景観の手続も進められているわけですが、景観の手続のほうで有識者の方からその辺についても考えていくよという御意見は頂いておりますので、そこら辺も踏まえまして、今後、ネットの高さについては検討を継続していくということになります。

「生物・生態系」と「景観」に関する回答補足につきましては以上でございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。



それでは、委員の方から御質問、御意見を頂きたいと思いますが、時間の関係もありますので、まずは森川委員からお願いいたします。

○森川委員 ありがとうございます。今回、一番最初のところに質問で書かせていただきました高さ方向のことで、歩行者動線のところは大丈夫かなと思いました。熱源施設の2番目というものが随分いちよう並木に近いところにあるのだなという感じがしてまして、いちよう並木との高さ関係について、今書いていただいた御回答だと分からないので、いちよう並木の高さと熱源施設の位置関係をもう少し教えてください。

○事業者 熱源施設の排出口の高さは野球場棟 40m と書いてあるのが、あそこの位置における現状の計画の排出高さでございます。いちよう並木の部分との離隔の問題でございますけれども、今回、アセスの予測・評価をするに当たって、大気汚染だけではなくて、周辺に対して予測として大きい側で予測するという意味もありまして、この位置につきましては、敷地境界側のほうに寄った形で今回予測・評価をさせていただきました。実際は、今後の検討で、この位置よりもいちよう並木等々に配慮した上で変えていくということを今検討中でございます。

○森川委員 いちよう並木のほうの高さは何mくらいあるのですか。いちようの、要するに樹木の高さですね。

○事業者 20数mだったと思うのですが。つまり、野球場棟の排出高さのほうが高い。

○森川委員 高い位置にあるということですね。位置に関してはまだ検討の余地があるということ。

○事業者 はい。

○森川委員 分かりました。これだけたくさんいちよう並木に対する意見が出ているので、ぜひ影響のないようにお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事業者 分かりました。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

それでは横田委員、お願いいたします。

○横田委員 御説明ありがとうございました。

「生物・生態系」と「景観」についてお伺いしたいのですが、生物・生態系の質に関するお話が1番のところでありましたけれども、具体的に生物種の出現状況に応じた配慮が必要だと思っているのですが、まず、今回の調査の手法として、どういう調査を取られたのか。多分ラインセンサスを取っているのではないかと思うのですが、調査ルートで

すとか調査地点の情報は評価書案の中に見つからなかったもので、それについて教えていただきたいと思います。

○事業者 調査地点について、御指摘のとおり、図書に今回載せてはいない状況なのですが、たとえば鳥に関しましては、計画地北側のほう、建国記念文庫の辺りとか、木がある程度現状で密集しているところを歩いて、鳥の声等でカウントしていくということをやっています。ほかには、例えば、基本的には爬虫類、両生類につきましては目視で調査を実施しております。あと、哺乳類につきましては、これも個体の直接確認という方法を取っているということと、あと、例えば今回、アズマモグラなんかが見つかるわけですが、これはモグラ塚の確認です。現地を歩いて、そういう生物の痕跡、ふんとか抜け毛とかモグラ塚とか、そういったものの確認を記録するという方法で調査を行いました。

○横田委員 中位消費者などに配慮されるということでしたけれども、中位消費者の分布に関する情報を図面として載せていただくことは可能なのでしょうか。

○事業者 それは検討させていただきたいと思います。今回、モグラとニホンカナヘビですので、そこら辺は資料編等々に基本的には載せるという方向で検討させていただきたいと思います。

○横田委員 配慮すべき種というのはほかにも鳥類、昆虫類等も含めるとあると思うのですが、そういった生物群に応じてお出しいただくことはできますか。

○事業者 希少種について、どこで見つかったというのは、そのポイントそのものを載せることができるかどうかというのは検討させてください。ただ、それ以外の、幾つか希少種以外にも見つかる昆虫類とかありますので、そこら辺のデータにつきましては評価書の資料編とか、そこら辺に載せるという方向で検討させていただきたいと思います。

○横田委員 希少種といっても、都市部で見られる希少種ですので、乱獲等のおそれは低い種だと思いますので、できるだけ出していただくようお願いしたいと思います。

先ほどの、質的に配慮するというときに、どの部分が植栽で、どういう生態系を目標とされるのか、もう少し空間的にお示ししていただきたいと思っています。

○事業者 評価書の資料編にはいろいろ昆虫類も見つかるわけですが、昆虫類だと、樹木だけではなくて、低木とか、あるいは草類、そういったものも含めて植栽していこうと思います。計画地内には、高木を植えるところだけではなくて、芝生等々の低木とか草地、そういった場所も確保されていますので、そういったところに例えばチョウ類に対応した植物を植栽していくということも考えております。

○横田委員 ネットワークをどのようにつくるのかということもぜひ具体的に検討いただきたいと思います。

こればかりに時間を割いてもいけませんので、樹木のことをお伺いしたいのですけれども、317 ページの、活力度に応じた残置、移植、伐採の本数を図化していただくことはできないのですか。

○事業者 現時点では、これはまだ最終の決定のものではないので、いろいろ誤解を与えてしまうかなというのも懸念されるので、図示というのはなかなか難しいのかなと考えております。先ほど申し上げましたように、今後最終的な、どれを残すのか、どれを移植するのかというのが、詳細調査を進めていく中ではっきりしていきますので、詳細調査が終わって、残すのか切るのか、それとも移植するのかが決まりましたら、変更届なり事後調査報告書ではっきりとそこは示させていただきたいと思っております。

○横田委員 活力度がBで伐採が604本と書かれているのですけれども、この根拠がいま一つ理解できないのですけれども。

○事業者 現状、樹木があるわけですが、一方で計画後の建物があって、現状、樹木が生えているところに計画の建物がかぶさるというようなところもあります。さらに、現況の建物の躯体のすぐそばに樹木が生えている場合は、その根が建物の躯体等に絡んでいるだろうということも推測されます。かなり近接している樹木につきましては、おそらく移植か、移植が難しい場合はやむを得ず伐採というようなこともありますので、活力度Bだからといって直ちにそれを残す、移植するというふうにはなっていないということでございます。そこら辺分かるように、例えば今の樹木の図を評価書案の中に掲載していますけれども、それに計画建物を載せた図とか、そこら辺も示せるかどうかというのは検討させていただきたいと思います。

○横田委員 樹木が図になっているかということ、植栽樹群としてのくくりであって、あまり明確に残置樹木ということが分からないし、移植木の位置も示されているわけではないですね。A、Bで伐採が704本というのは、活力度調査をして、なおかつそれが伐採に至るという根拠が必要ではないかと思えます。それを空間的に示していただかないと、先ほどの生態系配慮も同様ですけれども、どういう環境が失われるのかがよく分からないですし、逆に、移植された先でどういう環境ができるのかとか、どれだけ残置できるのかというゾーニングができないかなと思います。そういった観点で、A、B、C、Dの分布ですとか、残置、移植、伐採の分布も明確に出していただく必要があるのではないかなと思います。御検討をお願いし

ます。

○事業者 そちら辺の示し方につきましては検討させてください。具体的にどんな図が示せるのか、どんな空間ができて、どんなものが植わっていくのかとか、従前の植栽空間がどうでというようなところを含めて丁寧に説明させていただきたいと思っています。

○横田委員 ぜひデータを基に説明していただきたいと思います。

「景観」のほうですけれども、先ほど、いちよう並木とネットとの関係で、いちようから離れるとネットが高くなるとおっしゃいましたけれども、それはなぜですか。

○事業者 いちよう並木から離れる側というのは、野球場のホームベース、打席に近いところにネットが近づくということでございます。ということは、当然、打球が高い位置でネットに当たることとなりますので、打席から離れば離れるほどネットの高さは低くなる、近づけば近づくほどネットの高さは高くなるという関係にございます。

○横田委員 外壁のイメージがよく分からないのですけれども、そういったイメージは今まで出されていますか。

○事業者 今回については断面のみです。あと、パースにつきましても少しだけ見られる状態ですけれども、少なくともモニタージュの中ではボリュームとして示しているという状態でございます。先ほど申し上げましたとおり、いちよう並木付近の足元のイメージ、そちら辺も含めて、今、パース等々の検討をしておりますので、何かしらの形で評価書にはそちら辺のイメージは載せていきたいと思っております。

○横田委員 外壁とネットの関係性が分からないと、ネットの高さの議論ですとか、外壁の後退の可能性ということが、いま一つ検討が難しいように思うのです。おそらく球場の計画の中でそこはある程度出せるものなのではないかなと、案としてですけれども出せるのではないかなと思うのですけれども、今現在もないのですか。

○事業者 これはまだシミュレーションの段階なので、最終決定したものが無いということでございます。ですので、先ほどのモニタージュのところにもネットの高さを表現できないかというのがあったのですけれども、今、どういった高さになるのかというのをまさに検討している状態ですので、その検討資料についてはまだ出せない状況でございます。

○横田委員 景観の審議会が先かアセスが先か、分かりませんが、きちんと連動させていただいて。具体的な議論をアセスの中でできないと、配慮事項が何だったのか、環境保全措置が何だったのかということがアセスの中できちんと述べられないまま終わってしまうのではないかと非常に心配しております。ぜひ具体的な構造を出していただきたい

など。構造が出てこないと議論が進まないなと思っています。

一旦これで終わりにさせていただきます。

○齋藤部会長 横田委員、どうもありがとうございました。議論の中で、大きな方向性として、例えば質的な保存であるとか、可能な限り樹木に対しても保存、移植をするというような大きな方向性としての考え方はあるにしても、今、横田委員から指摘がありましたとおり、データに基づく議論がなかなかできないので。住民の方々からいろいろな意見が出ているところも、具体的な中身がよく分からないというところだと思うのです。ですから、データをしっかり出していただく。そのデータがあってこのアセスメントがあるということだろうと思いますので、その点についてはぜひ今後も御協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 事業者から前回の回答の補足説明は頂きましたが、前回質問で終わっていたものの回答であるとか、部会後に伝えた委員の方の質問についての回答については、資料には載っているのですが、事業者の方から説明をしていただけていません。そこの辺りを、すみませんけれども、事業者の方から改めて御説明をお願いしたいと思います。「大気汚染」の1番については質疑の中で既に御説明していただきましたが、「騒音・振動」の2番・3番とか、これについては、資料上は事業者から頂いた回答を載せていますが、まだ事業者から具体的に説明していただけていないので、その辺りをお願いしたいと思います。

○齋藤部会長 部会後指摘された事項で、まだ回答されていない部分について、事業者からの御説明をということですね。

○宮田アセスメント担当課長 御説明をお願いしたいと思います。

○齋藤部会長 よろしく申し上げます。

○事業者 承知いたしました。それでは、「回答」というところで説明させていただきます。

「騒音・振動」の2つ目の指摘でございました。野球場の供用後の騒音の予測式、こちら辺の予測の具体的な式とか根拠を示していただきたい、その上で評価すべきではないかというような意見でございました。これにつきましては、施設の供用に伴う騒音は、確かに御指摘のとおり、根拠の計算式というのを載せていませんでしたので、計算式を評価書のほうに掲載していくということを考えております。

もう一つ、指摘の中で、スタジアムの高さで騒音を評価するべきではないかという指摘も受けております。これにつきましても、スタジアムの高さで騒音予測を行うということを考えております。そして、その結果について評価書に掲載していくということでございます。

「騒音・振動」の2の続きです。これにつきましても、繰り返しになりますけれども、騒音の予測式を掲載していく。今も予測の考え方は載せているのですけれども、もう少し丁寧に記載していこうと考えております。スタジアムの騒音の予測の考え方ですけれども、ここに書きましたように、スタジアムの客席上に面音源を配置して、客席からの騒音レベルを設定した上で、スタジアムの外壁の回折を考慮して、御指摘のように距離減衰式を用いて予測したということでございますので、ここら辺につきましても、もう少し丁寧に評価書にきちんと掲載していこうと考えております。

「騒音・振動」の3つ目で、今度は道路交通騒音についての御指摘でございました。青山通りのところは環境基準ぎりぎりか少し超過している部分がございます。これについてはどのような措置を考えているのかということでございました。まだ施工者が決まっていないというのがあるのですけれども、今後の調整になると思うのですけれども、当然、工事工程はさらに精査したものになっていきます。工事用車両の影響ですので、できる限り車両の平準化をしていって、なるだけピークの台数を抑えていくということを考えております。一方、資材等の搬入の際には、走行ルートというのは、青山通りを通るか通らないかということも含めて限定していくということも考えていますし、安全走行などの徹底、これらによって騒音の低減に努めていくという考えでございます。

次に「日影」でございます。日影につきましては、敷地内の東側の並木のところに2時間くらい日影がかかっているという御指摘でございました。日照の関係も考慮の上で植栽を考えてほしいというような御指摘でございました。日影につきましては、御指摘のとおり、移植の際には樹木医などの専門家と相談して、きちんと日影の影響も考慮した上で場所を選定していこうと考えております。

続きまして「風環境」でございます。風環境につきましては、計画地内の風速ベクトル比の表示がないという御指摘でございました。これは評価書のほうではっきりと風速ベクトル比を図の中に表記していこうと思っております。

「風環境」の2つ目です。「建物形状及び配置に配慮した」とあるが、もう少し詳しくというような御指摘でございました。今回、高層建築物、複合棟A・B、事務所棟というふうにございますけれども、ここは東京でございますので、主風向が北北西の風が強いということで

すので、その主風向である北北西からの風を受ける面を小さくしております。そのことによってダウンブローしていく風も低減できるのではないかということで、今回、風環境に対して形状・配置に配慮したということでございます。

次は「廃棄物」です。廃棄物につきましては、4月から施行される「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえて、今後どうしていくのかというような質問でございました。この法律への対応につきましては、おそらくこれは施設の運用と相当絡んでくる話だと思います。今後の検討になるのですけれども、この法律の趣旨をきちんと踏まえた上で運営していく予定でございます。

以上、一通り回答の部分は説明させていただきました。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ただいま補足で頂いた御説明も含めまして、何か皆様方から意見、質問等がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

玄委員、お願いいたします。

○玄委員 「日影」と「風環境」については、書いていたとおりに進めていただければと思います。よろしくをお願いします。

○事業者 ありがとうございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。何かございますでしょうか。おおむねよろしいでしょうか。

御意見が特にないようでしたらこれにて閉じたいと思いますけれども、本件は今回が2回目ということで、次回もございますけれども、充実した審議になりますように、次回の審議会の前に、皆さん、何かお気づきの点がありましたら事務局のほうに御意見、御質問等をお寄せいただいて、より充実した審議会になるように御協力をお願いできればと考えてございます。

それから、事業者の方に関しましては、本日も真摯に御回答いただきまして、ありがとうございました。いずれにいたしましても、例えばモンタージュの話もございましたけれども、工夫をしていただいて、評価書に掲載するというだけでなく、それに基づいた評価もしっかりしていただくということも必要かと思っておりますので、評価をしっかり行うということをお願いしたいということと、そういった工夫されたものに基づいて、先ほどの樹木の件もそうですけれども、より具体的なデータに基づいて環境影響の評価を行い、そしてその結果に対してここで議論するということが筋でありますので、可能な限り詳細なデータを開示

していただくということ、そしてここでしっかりとした議論ができることによって住民の方々の不安も解消されると思いますので、できるだけ詳細な情報を今後も準備していただいて、御説明いただくということをお願いしたいと思います。

本日は、お時間を頂きましてありがとうございました。これにて本件の審議を終了したいと思えます。事業者の方は御退室をお願いいたします。今後ともまたよろしくお願ひいたします。

(事業者退室)

○齋藤部会長 時間が超過してしまいましたけれども、繰り返しますけれども、御意見、御質問等まだあると思えますので、事務局のほうにお寄せいただければとお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 今の齋藤部会長の、後日事務局のほうに質問をお送りいただきたいという件につきまして、小山三丁目の第1・第2地区につきましても事前に部会終了後に頂ければと思えます。できましたら今月中ということで、3月31日までに事務局のほうにお送りいただきますようよろしくお願ひしたいと思えます。

○齋藤部会長 補足ありがとうございます。小山第1・第2地区も非常に住民の関心の高いものでございます。それから、この神宮外苑についても非常に関心の高いものでございますので、ぜひ御協力をお願いしたいと考えてございます。補足ありがとうございました。

○齋藤部会長 それでは、4件終わりましたので、「その他」ということで、事務局、お願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 特に事務局のほうから「その他」はございません。

○齋藤部会長 分かりました。

特にないということですが、皆様のほうから何かございますでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして第一部会を終了したいと思えます。皆様、御協力ありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

(午後0時17分閉会)